

鈴鹿市人権教育基本方針

鈴鹿市教育委員会

2003年(平成15年)4月策定

2012年(平成24年)7月改正

2021年(令和3年)2月改正

目 次

鈴鹿市人権教育基本方針

人権教育基本方針策定にあたって

策定の経緯	— 1 —
人権教育の現状と課題	— 2 —
基本的な考え方	— 3 —

<重要な分野>

子ども	— 4 —
部落問題	— 5 —
障がい者	— 6 —
国籍・民族	— 7 —
女性	— 8 —
高齢者	— 9 —
様々な課題	— 10 —

人権教育基本方針策定にあたって

策定の経緯

1948（昭和 23）年国際連合において「世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）」が採択され、すべての国が達成すべき共通の基準とされました。

この「世界人権宣言」は、先の第 2 次世界大戦の中で繰り返された残虐かつ非人道的行為に対する反省から生まれたものであり、第 1 条においてすべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることを宣言しています。

世界人権宣言が採択された後も、世界では戦争の火が消えることなく冷戦後も民族紛争は激化し、世界の人権状況は悪化していました。このような状況の中、1989（平成元）年に市民団体などにより「民衆の人権教育 10 年組織委員会」が結成され、1994（平成 6）年国際連合は、「国連人権教育の 10 年」を決議しました。

「国連人権教育の 10 年」を受けて策定された行動計画では「人権教育」を「教育・研修・宣伝・情報提供を通じて、知識や技能（スキル）を伝え、態度を育むことにより、人権文化を世界中に築く取り組み」と定義しています。

日本政府は、1997（平成 9）年「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し、推進を図っています。また、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布・施行し、人権教育及び人権啓発に係る基本理念や国、地方自治体及び国民の責務を明らかにしました。

三重県では、1990（平成 2）年「人権県宣言」に関する決議を行い、1997（平成 9）年に「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました。さらに 1999（平成 11）年「三重県同和教育基本方針」を改定するとともに、人権教育を推進していくために新たに「三重県人権教育基本方針」を策定しました。

県内市町村においても、人権に関する条例の制定や、人権施策推進計画の策定に向けた取組が高まりました。

鈴鹿市では、一人ひとりの人権が尊重され、明るく住みよい社会の実現を願い、1993（平成 5）年「人権尊重都市宣言」を決議しました。また、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び「人権尊重都市宣言」の趣旨に則り、人権の擁護を図るために 1996（平成 8）年「鈴鹿市人権擁護に関する条例」を制定しました。

このような人権尊重を推進する取組の中、人権が尊重された明るく住みよい社会の実現をめざして、2000（平成 12）年に「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」を策定しました。

鈴鹿市教育委員会は以上のような経緯を踏まえて、同和教育の理念や成果を重要な柱とした人権教育を推進するために「鈴鹿市人権教育基本方針」を策定しました。

人権教育の現状と課題

今日「国際化」「情報化」「少子化」「高齢化」など、社会環境は大きく変化しています。

これらの変化は、子どもたちの個性や能力を育む可能性を持っていると同時に、人種に関する様々な問題と課題を子どもたちの生活に生み出しています。

社会には、差別を助長・容認する意識や仕組みが依然として根強く残っています。そのために部落差別をはじめとする様々な差別事象や人権侵害が発生しています。

家庭では、子育てや子どもとの関わりに悩みや不安をもつ親が増えており、虐待の結果我が子を傷つけてしまうなどの様々な問題が生じています。

学校においても様々な人権問題が発生しています。被差別部落や障がい者、外国人に対する偏見に基づく差別事象が後を絶ちません。

こうした状況を見ると、学校・家庭・地域社会の一層の連携が必要であり、人権教育の推進はまさに緊急の課題となっています。

これまでも鈴鹿市教育委員会では、様々な機会や場所をとらえて差別的な意識や偏見を払拭するための同和教育の取組を推進してきましたが、今後も同和教育の理念と成果を大切にした人権教育を地域とともに推進していかなければなりません。こうした取組が、真に「人権と共生の世紀」の実現に結びつくと考えます。

学校においては、差別のない、人権が尊重される社会をめざして「鈴鹿市同和教育基本方針 1974（昭和 49）年施行」に基づいて、生活の中にある様々な矛盾や不合理を見抜き、部落差別をはじめあらゆる差別をなくそうとするたくましい実践力をもった子どもの育成に取り組んできました。

しかし、まだまだ子どもたちの中には、人権の尊重や差別をなくすという課題を自らのものとして捉えきれていない姿も見られ、私たち教育関係者はこれまでの取り組みを振り返り、このような子どもたちの示す姿を重要な教育課題として受け止める必要があります。

本基本方針策定以降、国は、2008（平成 20）年に、これからの学校教育における人権教育の指針として「人権教育の指導法のあり方について（第三次とりまとめ）」を示しました。その中で、人権尊重の視点に立った学校づくりや学習形態の工夫、系統的な人権教育に取り組むことが求められています。

また、2016（平成 28）年には、「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行されました。これらの法律には、差別解消のための教育や啓発の必要性が明記されており、子どもたちに個別の人権問題を自分に関わる課題として捉えさせ、差別をなくす意欲や態度を育む人権教育をより一層推進する必要があります。

さらに、三重県では、2009（平成 21）年に「三重県人権教育基本方針」を改定し、2010（平成 22）年には「人権教育ガイドライン」を示し、人権教育の総合的推進を図ってきました。その後、2017（平成 29）年に「人権教育基本方針」が、2018（平成 30）年に

「人権教育ガイドライン」が改定されました。

鈴鹿市においても、人権問題に関する市民の意識について現状を把握し、社会情勢の変化や新たに対応すべき課題などを踏まえ「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」を2009（平成21）年、2019（平成31）年に見直しを行っています。

今日、子どもたちを含め地域住民すべてが安心して暮らすことのできる「人権尊重のまちづくり」が進められている中、地域と協働した人権教育の充実がますます重要となっています。

基本的な考え方

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識するとともに、個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、尊重することが必要です。

鈴鹿市教育委員会は、「世界人権宣言」、「人権教育のための国連10年」そして、日本国憲法の「基本的人権の尊重」「個人の尊重」「平等の原則」を受けて、人権教育の基本的な考え方を、「差別の現実に深く学び、人権問題を自己の生き方と深く関わる重要な問題ととらえ、積極的な実践や行動を通して差別をなくそうとする主体的な人間づくりをめざす」ことととらえました。

現在、鈴鹿市においても様々な人権侵害が存在します。鈴鹿市教育委員会はこうした人権侵害に対して、すべての人が人権尊重の精神を身につけ、日常生活の中で主体的かつ具体的にその解消に向けて行動することを目的とした取組を進めてきました。

そこでは、部落差別をはじめとするあらゆる差別事象から、人権侵害の事実を受け止め、その事実から学ぶことや、人権に関する学習の機会をあらゆる場で充実させることや、人権を核に据えた学習の過程を大切にすること、また人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって人権教育を進めることなどを重要な取組としてきました。

様々な差別によって、生き方の可能性が不当に侵害され、制約される状況があってはなりません。

そして、差別を主とする人権問題の解決に向けて、学校・家庭・地域社会の連携の中で、主体的に人権を尊重しようとする態度や行動力をもった人づくりを推進しなければなりません。

このようなことを踏まえて、鈴鹿市教育委員会では同和教育の「差別の現実に深く学ぶ」「一人ひとりの自己実現を図る」という基本理念を柱に据えた、人権教育を積極的に推進します。

< 重要な分野 >

「子ども」

国連は、1989（平成元）年に「児童（子ども）の権利に関する条約」を採択し、日本は1994（平成6）年に批准しました。この条約は、子どもは保護の対象であるだけでなく、権利行使の主体であるという認識に立ち、子どもの最善の利益を優先するという精神で貫かれています。学校、家庭、地域社会において、子どもの人権が尊重され、子どもが自己肯定感、充実感を得ながら生活できるよう支援していくことが強く求められています。

しかし、まだ、その趣旨が生かされていない現状にあります。近年、少子化や核家族化などが進み、家庭の教育力の低下や地域社会における人間関係のつながりの希薄化など子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

さらに、偏差値重視による受験競争、学歴偏重傾向が子どもたちの心の豊かさを失わせているという指摘もあります。

また、同質指向や横並び意識が根強くあり、個性を尊重し、一人ひとりの違いを認め合うことが十分になされていない状況もあります。

そこで、このような現実をしっかりと踏まえ、子どもの個性や人権を尊重し、一人ひとりの子どもの自己実現を図るための教育を推進していきます。

「部落問題」

鈴鹿市教育委員会では、1974（昭和49）年策定の「鈴鹿市同和教育基本方針」に基づき、市内すべての学校・園において、部落問題学習や学力・進路保障の取組が始まりました。部落差別の解消に向けての取組においては、とりわけ学校教育の担う役割が重要です。2002（平成14）年度「鈴鹿市同和教育基本方針」及び推進方策にも「教育関係者は部落差別を解消するため正しい認識を深め、自らの責務を自覚し、同和教育に取り組む」ことを第一に挙げており、教職員一人ひとりが部落差別解消に向けて、自己の課題として取り組むことが必要です。

しかし、依然として被差別部落に係わる差別事象が発生している状況を考えると、差別的な意識や偏見があることがわかります。その結果、人間関係において疎外されることや能力が十分に発揮できないという課題が残されています。

1998（平成10）年本市が調査した「人権に関する市民意識調査報告書」によれば、同和問題に対して「寝た子を起こすな論」「忌避的意識」といった前向きでない考え方が根強く残っており、2016（平成28）年の同調査においても同様の傾向があります。

部落差別は今も現代社会の中に存在しており、差別解消に向けての教育と啓発を行い、一人ひとりの意識を変革していくことが重要な課題です。

そこで、部落差別は重大な人権侵害であり、一人ひとりが部落問題を自分に関わる重要な問題であるにとらえ、部落差別をなくそうと積極的に取り組むことができるよう、人権教育を推進していきます。

「障がい者」

1981（昭和 56）年の「完全参加と平等」をテーマにした「国際障害者年」、1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年に至る「国連・障害者の 10 年」は、ノーマライゼーションの理念の必要性を訴えています。

国内においては、1993（平成 5）年「障害者基本法」が制定され、障がい者の自立と社会参加の促進という認識が広がりを見せています。また、2016（平成 28）年に「障害者差別解消法」が施行されました。

三重県においては、1999（平成 11）年 2 月に「三重県人権教育基本方針」が策定され、鈴鹿市においても、1998（平成 10）年 3 月に「すずかハートフルプラン ～共に生きる 21 世紀～」、2000（平成 12）年 3 月に「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」が出され、すべての人の人権が尊重される住みよいまちづくりのための施策が進められています。

障がい者が社会生活をしていくうえで、物理的なバリアは徐々に解消されつつありますが、今も、制度的なバリア、意識上のバリア、情報伝達のバリアなどが存在しています。とりわけ、差別や偏見など意識に関わるバリアについては、その解消に向け、教育の果たす役割は大きいものがあります。

このようなバリアが障がい者の自己実現を阻害していることを認識し、周りの人々がバリアをなくすために行動することが求められます。学校や地域において、ノーマライゼーションやインクルージョンの理念に基づいた社会を実現していくため、障がい者に係わる差別を解消することを目的とした教育を推進していきます。

「国籍・民族」

国籍や民族にかかわらず、すべての人間の基本的な人権を尊重することは、日本国憲法や教育基本法においても、国際人権規約や『児童（子ども）の権利に関する条約』においても保障されています。

鈴鹿市には、近代以降の植民地政策などの歴史的経過により日本で定住することになった在日韓国・朝鮮人など、1990（平成2）年の出入国管理及び難民認定法の改正以降に南米諸国やアジアから日本に来た人々、結婚や様々な事情により日本で暮らしている人など多くの外国人が生活をしており、その子どもが市内の学校で学んでいます。

しかし、地域社会、学校などにおいても、国籍・民族に係わって制度的・社会的な差別があります。また、それぞれの国の文化・習慣などの理解が十分になされていないこともあり、それらの人々に対する偏見や差別意識が存在し、人権侵害につながる事象も発生しています。多くの在日韓国・朝鮮人が母国や民族を明らかにできずに生活している事実や国内におけるアイヌの人々の問題にも目を向ける必要があります。国籍・民族の違いをこえ、同じ地域社会に生活する人間として共に考え、行動することが鈴鹿市においても急務となっています。

そこで、学校教育、社会教育などの場で、互いの違いを認め尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現をめざし、国籍や民族に係わる差別を解消することを目的とした教育を推進していきます。

「女 性」

女性も男性も互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現が、21世紀の重要課題です。

国においては、男女共同参画社会基本法が1999（平成11）年に制定され、男女共同参画社会の実現をめざして、法や制度の整備を図るとともに諸施策を推進しています。

鈴鹿市においても、2002（平成14）年、鈴鹿市男女共同参画センター「ジェフリーすずか」を開設し、男女共同参画社会の実現のため、より一層施策の推進を図っています。

しかしながら、家庭、地域では、今も固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男性には仕事、女性には家事を求める傾向があります。そのため、女性の社会進出が阻まれたり、不利益を受けたりすることも少なからずあります。さらには、女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメントなど人権を侵害する問題も起こっています。

そこで、男女がお互いに人権を尊重し合いながら、個性と能力を発揮し、多様な選択を可能にするような男女共同参画意識を育む教育を推進していきます。

「高齢者」

三重県は、1997（平成9）年に策定した総合計画「三重のくにづくり宣言」において、「高齢期においても、培った知識や経験を社会の様々な場面で十分に発揮できる社会づくりを推進します」と明示しています。

鈴鹿市においても65歳以上の高齢者の占める割合は、今後、急速に増加すると見込まれています。

社会全体の核家族化が進み、鈴鹿市でも高齢者の持つ知識や経験を生かした豊かな暮らしを共にすることが少なくなってきました。その結果、高齢者に対しての予断と偏見を持ち、高齢者が大切にされないということがあります。また、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯の割合が増加し、同居世帯が減少していくなかで様々な問題も起きています。その中には、高齢化に伴う障がいや介護に係わる人権問題の増加が指摘されています。

様々な社会環境から生まれた高齢者の問題について解決を図るためには、学校、家庭、地域社会において人々が積極的に高齢者と交流し、共に学習し合うことを通して、高齢者の生き方や願いを共有し、生きていることの尊さを共感し、互いに認め合う人間関係をめざさなければなりません。また、高齢者の介護について正しく理解し、ひとりの人間としての尊厳を大切にしなければなりません。これらのことを踏まえて、高齢者に係わる差別を解消する教育を推進していきます。

「様々な課題」

これまで各項で述べた内容は、鈴鹿市において取り組まなくてはならない重要な人権課題です。しかし、私たちを取り巻く社会には他にも解決しなければならない、数多くの人権問題があります。

例えば、HIV感染症やハンセン病など様々な感染症に対する社会の偏見を取り除き、患者や感染者等の人権を保障する取組があります。

また、性に関する問題を見ると、これまでの画一的な「男女」という視点では捉えることのできない性同一性障害など、性的指向や性自認に係わる偏見や差別があります。私たちは、個性を尊重し多様性を認め合える社会をめざさなければなりません。

他にも人権問題は私たちの身のまわりには数多く残されています。また、今後、社会の変化により様々な人権問題の発生も予想されます。

人権問題の解決のためには、私たち一人ひとりが差別を重大な社会問題としてとらえ、差別の問題を他人事と考えず、常に自分自身の問題として人権侵害を許さない態度や行動力を身につけることが大切です。そのために、学校や地域をはじめとする様々な場で、差別を解消するための人権教育を推進していきます。